

伊都の杜自治会防犯カメラの設置及び運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、伊都の杜の区域内において伊都の杜自治会(以下「自治会」という。)が設置する防犯カメラ(以下「防犯カメラ」という。)について、会員の安全安心の確保及び犯罪の抑止を目的とするとともに、当該カメラの対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置及び運用について定める。

(設置者、管理運用責任者及び操作取扱者)

第2条 防犯カメラの設置者(以下「設置者」という。)は伊都の杜自治会とし、管理運用責任者及び操作取扱者(以下「管理運用責任者等」という。)を次のとおり指定する。

- (1) 管理運用責任者は自治会長とする。
- (2) 操作取扱者は防災・防犯・交通安全対策委員とする。

(設置場所及び設置表示)

第3条 防犯カメラの設置場所は別紙のとおりとする。また、防犯カメラ設置場所に、「防犯カメラ作動中」を記載したプレート等を設置する。

(管理及び運用)

第4条 設置者は、防犯カメラ、個人情報映像(防犯カメラにより撮影された映像で特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)及び個人情報映像データ(保存された個人情報映像に係る電磁的記録をいう。以下同じ。)(以下「個人情報映像等」という。)を適正に管理し、及び運用するため、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 管理運用責任者は、防犯カメラ及び個人情報映像等の管理及び運用の責任者として、これを適正に行わなければならない。
- (2) 操作取扱者は、防犯カメラの操作及び個人情報映像等の取扱いを担当する。
- (3) 防犯カメラの操作及び映像の視聴は、管理運用責任者等以外の者が行うことはできない。ただし、緊急であり、かつ、やむを得ない場合で、管理運用責任者の了解を得た場合は、この限りではない。

(個人情報映像データの適正な管理)

第5条 管理運用責任者等は、次のとおり個人情報映像データの適正な管理を行うものとする。

- (1) 個人情報映像データを記録した媒体は、施錠することのできる事務室内及び保管庫内等に保管するなど、盗難及び紛失の防止のため、適切な措置を講じること。
- (2) 個人情報映像データの保存期間は、概ね7日間とし、保存期間終了後は廃棄する。